

平成 28 年第 11 回松阪市教育委員会定例会事項書

日時 平成 28 年 7 月 27 日（水）13 時 30 分
場所 松阪市教育委員会事務局教育委員会室

一般報告

議題

議案第 18 号

松阪市立幼稚園の利用者負担額の徴収等に関する条例施行規則の一部改正について
P1～P7

議案第 19 号

私立幼稚園及び私立認定こども園の利用者負担額に関する規則の一部改正について
P8～P14

議案第 20 号

松阪市外国語指導助手就業規則の一部改正について
P15～P35

報告事項

1. 松阪市立鎌田中学校校舎改築事業基本設計等委託業務プロポーザル審査委員会設置要綱の制定について
P36～P38
2. 松阪市立鎌田中学校校舎改築事業基本設計等プロポーザル審査委員会委員の委嘱について
P39
3. 松阪市私立幼稚園就園奨励費補助金要綱の一部改正について
P40～P47
4. 6 月議会について
P48～P51
5. 平成 28 年度 6 月児童生徒の問題行動について
P52～P53
6. 平成 27 年度児童生徒の問題行動等調査結果について
P54～P61
7. 松阪市補導委員の委嘱について
P62～P69
8. 平成 28 年度学校給食センターバルランチ及び嬉野学校給食センター、三雲学校給食センター、飯南学校給食センター、飯高学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
P70～P71

その他

委員長 　ただ今から、平成 28 年第 11 回松阪市教育委員会定例会を開会いたします。

最初に前回の会議録の承認を行います。会議録は、事前に委員さんに送付されており確認をいただいておりますので、よろしければ署名をお願いします。

(委員全員の承認による署名)

委員長 　それでは、教育長から一般報告をお願いします。

教育長 　○ポケモンGOのトラブルに対する未然防止等について

- ・保護者から危険性を説明し家庭でのルール作りの必要性
- ・国からの通知に伴う学校への指導等
- ・青少年センターの補導活動による注意喚起

○平成 29 年度の教育予算に対する要望活動について

- ・三重県市町教育委員会連絡協議会から要望
- ・重点項目に貧困対策の推進を新規項目として追加。

委員長 　ご質疑はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 　それでは、議案第 18 号「松阪市立幼稚園の利用者負担額の徴収等に関する条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

委員長 　ただ今の事務局の説明に対し、ご質疑はありませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 　ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 　ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 18 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長 　挙手全員でございます。よって、議案第 18 号は可決いたしました。次に、議案第 19 号「私立幼稚園及び私立認定こども園の利用者負担額の徴

収等に関する条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明願います。

(事務局説明)

委員長 　ただ今の事務局の説明に対し、ご質疑はありませんか。

委員 　12,100円という金額は、月額でしょうか。

事務局 　月額でございます。

委員長 　他にご質疑はありませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 　ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 　ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第19号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長 　挙手全員でございます。よって、議案第19号は可決いたしました。次に、議案第20号「松阪市外国語指導助手就業規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明願います。

(事務局説明)

委員長 　ただ今の事務局の説明に対し、ご質疑はありませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 　ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 　ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第20号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長 挙手全員でございます。よって、議案第 20 号は可決いたしました。議案が終了いたしましたので、報告事項に入ります。報告事項 1 から 8 を事務局から説明願います。

(事務局説明)

委員長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質疑はありませんか。

委員 鎌田中学校のプロポーザルの実施についてですが、審査委員会が設置されてプロポーザルの応募がでてくると思います。

これから 28 年度に一次審査、二次審査をこの審査会のメンバーで行われるわけですが、この審査会は非公開で行われるのでしょうか、公開で行われるのでしょうか。

事務局 審査委員会につきましては、非公開の部分と公開の部分とを区別して実施させていただき予定でございます。特に二次審査におきましては、応募が 5 社以上ですと二次審査に進めるのが 5 社となっておりますので、その 5 社について産業振興センターで公開にて審査をさせていただきます。その後の最終的な審査については非公開という形で考えております。

委員 審査会の内容においては、応募のあった企業や設計者を選ぶ難しさがあると思います。産業振興センターでの公開とそれから後の非公開での審査会という形であるとのことで、それでよいと思います。

鎌田中学校の改築について、これからどんどん進めていかれると思います。

28 年度が審査で 29 年度に設計等がされ 30 年度、31 年度で建築等が行われていくと思います。地元住民やコミュニティスクールの委員も含めて、この進捗については、ずいぶん関心が深いと感じます。

校舎改築推進委員会を二年程度進められて、基本計画等においては、地元住民の熱い思いがここにあるのかと思います。

また、プロポーザルでいろんな基本設計が出されますけど、設計者もその思いを汲みながら設計をされると思います。

ところが、鎌中はいつできるんだという質問を住民の皆さんからいただきまして、鎌中の改築がどのように進んでいるということは、わかっているけれども実際の供用開始がいつだということについて案外認知が薄い。平成 32 年の 4 月から供用開始で新校舎に入ることとなるということが、保護者も含めて認知が薄い。

このようなことからこのプロポーザルの二次審査でまた最終で決定した場合の内容について、広く市民に公表していただきたいと思います。実際にこのような形になるという図面も含めて、プレス発表していただき平成 32 年の 4 月に供用開始ということをもう少し地域住民や市民方に周知していただきたいと思います。プレスや様々なことを利用して広く周知をお願いしたいと思います。

委員 鎌中の件で設定理由の 38 ページの文言についてですが、実施設計及び

学校敷地の利用計画といった様々な課題が混在し、また、校区の各学校においてはコミュニティ・スクール活動が地域住民との連携により活発に行われ、学校に対する期待や関心も非常に高い状況です。というところですが、実施設計及び学校敷地の利用計画といった様々な課題が混在しているが、校区の各学校においてはコミュニティ・スクール活動が地域住民との連携により活発に行われ、学校に対する期待や関心も非常に高い状況です。ということであれば理解できるのですが、このことについてどうでしょうか。

もう一点、小学校、中学校の問題行動等の発生状況についてですが、特にわいせつ行為やつきまとい等については、非常に心配な部分であり、小中だけでなく高校も含めた情報共有をしっかりとっていただいて高校生に対する声掛けやつきまといも結構あるようですので、高校からも積極的にこちらの小中のほうにも教育委員会を通じ情報を入れてもらい発信していただくことをお願いしたいと思います。

また、57ページのいじめの状況についてですが、概要のところでは解消率100%をめざし取り組んでいる。すべての学校で認知され、全て解消している。と書いてありますが、この辺のところは、まだ、くすぶっているものがないかどうかというところを確認させていただきたいと思います。

事務局

制定理由の表現についてですが、先ほどのご説明の中で、この敷地を活用し校舎建築事業を推進していくには、新校舎にかかる実施設計及び学校敷地の利用計画等様々な課題がございます。また、校区の各学校においてはコミュニティ・スクール活動が地域住民との連携により活発に行われ、学校に対する期待や関心も非常に高い状況です。と述べさせていただきました。このような表現に修正させていただきたいと思います。

事務局

一点目のわいせつ、つきまといについてですが、高等学校からも発生事案の連絡をいただいて、そのことにつきまして当該事案発生場所の近隣の小中学校へも連絡をとることや、義務教育の中で認知した内容につきまして、高等学校や県の教育委員会へ伝えさせていただいて連携をとっています。警察機関とも連携をとって今後も進めていきたいと考えています。

次にいじめの事案についてですが、全ての学校で認知され、全て解消している。ということで、くすぶっている事案もあるのではないのか。という質問をいただきました。

私どもから学校へ確認している中で、ひやかし、からかい、悪口という内容がこの71件の中には多く入っております。

このような内容について、27年度末の段階において、その発生した事案が解消しているかどうかということを確認させていただきました。その中で、解消しているということで、今回報告させていただきました。

ただ、年度が替わり本年度も何件かいじめを報告させていただいております。新たな事案や新たにクラス替えが行われて同じような子が、からかわれたり冷やかされたりというようなことが起きております。その都度そういった内容に対して学校において、早い段階で指導していきたいと思っております。

委員

いじめの問題に関してですが、59 ページの不登校の状況の表を見ると不登校が増えてきておりますが、それと共にいじめが増えてきていると実感しています。

例としましてはスマートホンのSNSのようにラインなどのコミュニケーションツールがすごく多くなってきたことなども関係していると思いますし、昨今見ていると大人が精神的に未熟であると思われる方が増えてきており、そのような方が小学生や中学生の親となっていることで、親の未熟性ということもいじめ発生や不登校の原因となっているのではないかと考えます。

今回、このいじめに関しては、見つけだして解決するという後追的な問題解決法を行っており、それは非常に重要なことだと思いますが、そもそもは、いじめが発生しやすいような土壌があることが問題だと思います。

SNSを使って人の悪口を言いふらすことや、親が人の悪口を言うような家庭であると子どもも人の悪口を言うようになると考えられますので、いじめや不登校の発生しやすいような土壌そのものを解決していくことこそが、大事だと思います。

難しいことかもしれませんが、学校での道徳教育や親に対しての研修において人として、これだけはしてはいけないこと、言ってはいけないことをもっと小さい頃から子どもの精神の中にしみ込ませるべきだと思います。

昨日あった障がい者施設での事件で、障がい者はいなくなってしまうばいいというような犯人の言葉がありましたが、絶対に言ってはいけないことを人として知っていなければいけないと思います。

そのような教育を今後お願いしたいと思います。

事務局

貴重なご意見ありがとうございます。

私どもといたしましてもスマートホン、SNS等に関わるいじめ等の事案に対しては、指導に苦慮しているところです。

例えば一度、当人同士が、ごめんなさいと謝ったのでもう許しますと当人同士では解消しているにもかかわらず、SNS等を使って周りの者が、また再発させているというようなケースが子ども、大人に関してあります。

スマートホン等は便利な物ではありますが、ゲームの利用やSNS等の利用について、それを与えている親と子どもの間のルールや約束などをきちんと確立してもらおうということで、昨年度末にそのようなことを啓発していくリーフレットを全児童生徒に配布し、PTA連合会とも連携を行い、そのような約束を守って正しく使っていくということで、取り組みをしているところです。

また、社会性を育むという点でも学級づくりをしていく中で集団生活の中でのルールを守って、仲間との人間関係を構築していくことの経験を多く積んで、子どもたちにより社会性豊かな人になってもらうということで、さまざまな取り組みも進めているところです。

教育長

鎌田中学校の件ですが、31 年度末には完成させたいという計画で努力をしているところです。

この文章の中に学校敷地の利用計画等といった様々な課題が混在しているということがあります。

具体的には、隣地の取得した部分と今の敷地と一体的に計画として進めて行くか、それとも取得した土地だけを整備していくかということについて方向性を決めることや敷地内に水路があることなど様々な課題がでてきたということも事実であり、若干計画に遅れが生じています。

今後、不測の事態等も考えられますが、そのようなことを避けながら31年度末に向かってこの計画を進めて行き、また、市長部局ともしっかりと連携していきたいと思えます。

次にいじめについてですが、非常に大切なお指摘をいただきました。

教育委員会では、特に未然防止について、しっかり力を入れて全教職員、学校関係者が力を合わせて予防的ないじめの対策に力を入れています。

その代表的なものとしては、QUの活用があります。この学級満足度調査を通して子どもたちが、学級の中に置かれている一人ひとりの居心地を調査することで、子どもの心の変化がわかり、家庭訪問等にも使える資料にもなり、未然防止につながっています。

この報告にある解消しているという表現ですが、いじめというのは、どこの学校でも起こりえます。解消しても後の見届けということが当然必要となってきますので、解消しているというのとそれで終わっていると感ぜますが、当然に学校では見届けを継続して行っています。

いろいろな事案が発生した時の他機関との連携についても事案の状況により対応を決めております。

A対応やB対応等Dまで決めてあり、特に重い事案に関しては警察機関等に相談して、例えば、ある対応の時には、校区の小中学校、高校に連絡する。あるいはもっと重い時には全部の小中学校、高等学校に連絡するというように事案ごとに対応が決められており警察等と相談しながら対応をしている現状であります。ご理解をお願いいたします。

委員長 他にご質疑はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご質疑なしと認めます。報告事項1から8は承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

委員長 ご異議なしということでございますので、報告事項1から8は承認いたしました。その他の事項で、何かございませんか。

(事務局よりその他事項の説明)

- ・ 松阪歴史文化塾 講演「江戸時代の三井家と松阪」の開催について
- ・ 長谷川邸の国重要文化財（建造物）指定について
- ・ 土性沙羅選手パブリックビューイングについて

- ・前回定例会の質問事項の回答について
- ・飯南文化センター自主事業「川嶋あいアコースティックライブ in 松阪について
- ・親子ふれあい体操について

委員長 只今の事務局の説明についてご質問等はございませんか。

委員 只今のその他事項についてでないのですが、教育ビジョン改訂のパブリックコメントについてですが、現在パブリックコメントを実施している途中ですが、どれぐらいのコメントがあるのか等、現在の状況を教えてください。

また、コメントに対しての検討委員会としてどのような対応となるか、検討委員会の見解として発表等をどう行うのですか。

事務局 パブリックコメントについては、まだ集約できていませんが、活用の仕方につきましては、検討委員会の中でどのように返していこうかということの話し合いを行っています。

方向としては、第二回の検討委員会のところで、現行の教育ビジョンを基に作成した原案を検討していただき、現在中間案を次回 10 月頃に検討いたします。その際に、いただいたパブリックコメントを活かしていく予定をしています。ご意見をいただいた方にどのように返していくかについては、現段階では、協議はできておりませんが、パブリックコメントを一覧表にしたものをホームページ等で公表させていただきたいと考えています。

委員 いただいたパブリックコメントは公表していく方向でお願いします。

もう一点、長谷川邸の公開について、現在の日曜日と祝日が一般公開で月曜日と金曜日が団体の事前予約制となっていますが、国重要文化財指定に伴い平日の一般公開等拡大していくことを検討していく必要があるのではないのでしょうか。

事務局 今回、国重要文化財指定をいただきましたが、平成 27 年度においても 15,000 人の方が見学をしていただいている状況であり、この重要文化財指定により見学を希望される方がますます増えてくると考えています。

そのような中で、今後、適正な保存管理と共に積極的な公開を行っていきたいと考えており、委員のご意見であるように公開の日数を増やすことと、現在は、土間や庭からしか見学できませんが、大正座敷やはなれ等に上がって見学できるようなことも行っていきたくており、できる限り早い時期にできるようにと考えております。

委員長 他に質問はございませんか。

(質問なし)

委員長 ご質問がないようですので、他にその他事項はございませんか。

事務局 次回の教育委員会定例会は、平成 28 年 8 月 26 日（金）
午後 1 時 30 分から教育委員会室でお願いします。

委員長 他によろしいでしょうか。それでは、これで第 11 回松阪市教育委員会
定例会を閉会いたします。